

令和 8 年度群馬県住宅供給公社
人事評価制度コンサルティング業務委託

公募型プロポーザル 募集要領

群馬県住宅供給公社 総務課

1. 実施目的

本公募型プロポーザルは、群馬県住宅供給公社の人事考課制度について要綱等の見直し、職員研修、その他付帯業務まで一括して委託することのできる高度な技術と豊富な経験を有する事業者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称： 令和8年度群馬県住宅供給公社人事評価制度コンサルティング業務委託
- (2) 業務内容： 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間： 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3. 委託予定額

総額5,000,000円（消費税及び地方消費税を含まず）を上限とする。

4. 参加資格

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者。
- (5) 群馬県暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 過去10年において、人事評価制度コンサルティング業務の実績を有していること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおりです。

公募期間（募集要領等の公表・配布、質問受付） 募集要領等は群馬県住宅供給公社HPに掲載	令和8年7月31日（金）から
質問書提出期限	令和8年8月7日（金）16時まで
質問の回答集約分を電子メールで送信	令和8年8月12日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年8月20日（木）16時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和8年8月下旬
企画提案書等の提出期限	令和8年8月28日（金）16時まで
企画提案プレゼンテーション案内発送	令和8年9月上旬
企画提案プレゼンテーション実施	令和8年9月中旬
選定結果通知発送	令和8年9月中旬
契約締結	令和8年10月1日（木）

6. 質問受付及び回答

本要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和8年8月7日（金）16時まで
- (2) 提出方法： 質問書（第1号様式）を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法： 提出された質問は個別に回答するとともに、質問事業者には令和8年8月12日（水）までに事業者名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送信する。
- (4) 提出先： 後記13を参照

7. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限： 令和8年8月20日（木）16時まで
- (2) 提出書類： 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法： 持参又は郵送（必着）
- (4) 提出先： 後記13を参照

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限： 令和8年8月28日（金）16時まで
- (2) 提出書類： 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法： 持参又は郵送（必着）
- (4) 提出先： 後記13を参照

9. 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

① 実施日時・場所

令和8年9月中旬 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル2階「多目的ホール」

※ 開始日時等は、企画提案プレゼンテーション案内発送時に通知する。

② 実施時間

1事業者につき50分以内（プレゼンテーション25分以内、質疑応答25分以内とする）

③ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
（ただし、スクリーンは、公社で用意）
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。
- ・実施会場に入室する事業者の人数は5名以内とする。

※参加申込者が、10者を超える場合は書類審査（導入実績及び価格評価の点数）を実施し、上位10者がプレゼンテーションに参加することとする。

(2) 選定方法

事業者の選定は、群馬県住宅供給公社が選定委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、各審査員の評点の平均が最高得点の者を優先交渉権者とし、次に得点の高かった者を次点候補者として選定する。なお、最高得点者が50点に満たない場合、優先交渉権者として選定しない。

(3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は別表の基準により行う。

(4) 結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

10. 契約の締結

前記9により契約候補者として選定された事業者と契約の締結について交渉を行うものとする。
ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記4の参加資格を満たさなくなった場合又は次項11に該当する事実が判明した場合等）で締結できない場合、次点候補者と契約の締結について交渉を行う。

11. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提案は、1事業者につき1つとする。
- (4) 群馬県住宅供給公社が提供する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び(6)に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者の提出書類は返却しない。
- (6) 提出された提案書は、群馬県情報公開条例に基づく公文書の開示請求があった場合、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となるため、企画提案書の提出時に非開示理由書（第7号様式）を合わせて提出すること。
ただし、開示・非開示の判断は第7号様式に基づき行うものではなく、第7号様式を参考に同条例に基づき群馬県住宅供給公社が客観的に判断する。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、群馬県住宅供給公社の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。
- (8) 参加申込者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本業務の受託者として、適切に業務を履行できるかを総合的に判断し、選定する。

13. 問い合わせ・提出先

〒371-0025

群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル

群馬県住宅供給公社 総務部総務課 担当：大橋・笠原

TEL 027-224-1881

FAX 027-223-5903

MAIL jkk@gunma-jkk.or.jp

(別紙 1)

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 16 時 まで (※メールによる)

①質問書 (第 1 号様式)
プロポーザル参加申込書とは提出方法が異なるので注意。

2. 参加申込書

提出期限 令和 8 年 8 月 20 日 (木) 16 時まで (※持参又は郵送 (必着) による)

①プロポーザル参加申込書 (第 2 号様式) 正本 1 部
企画提案書とは提出期限が異なるので注意。
②業務経歴書 (第 3 号様式) 正本 1 部
③誓約書 (第 4 号様式) 正本 1 部

3. 企画提案書等

提出期限 令和 8 年 8 月 28 日 (金) 16 時まで (※持参又は郵送 (必着) による)

①企画提案書 (第 5 号様式) 正本 1 部、副本 5 部
企画提案書 (第 5 号様式) を表紙とし、別紙 (A4 サイズとし、A4 サイズ以上になる場合は A4 サイズに折り込むこと) に業務の提案内容について具体的に記載すること。 また、見積額については、内訳も記載すること。
②業務実施体制 (第 6 号様式) 正本 1 部、副本 5 部
様式のとおり ※最近の主な経歴には受託業務実績を記載し、「担当」には受託業務において実際に担当した職務内容 (役割や主・副担当の別など) を記載すること。
③会社概要書… 6 部
※会社の概要パンフレットで可

※企画提案書等は、3 の①から③の書類をそれぞれ 1 部ずつ順にクリップ止めすること。

※副本はコピー (写し) を可とするが、①の企画提案書に限っては原本がカラーである場合は、副本もカラーとする。